

**(仮称) 地域運営協議会支援条例検討委員会**

**報 告 書**

平成24年（2012年）7月11日

## ◆ 目 次 ◆

<b>I</b>	<b>検討経緯</b> .....	<b>1</b>
<b>II</b>	<b>検討結果（条例に位置付けるべき事項）</b> .....	<b>1</b>
1	目的 .....	2
2	定義 .....	2
3	協議会の設置 .....	3
4	協議会と市の協働 .....	3
5	市の役割 .....	3
6	協議会の役割等 .....	4
7	協議会の組織運営 .....	5
8	協議会の登録等 .....	6
9	市の支援等 .....	7
10	その他 .....	7

### 【資料編】

◇	【資料1】（仮称）地域運営協議会支援条例検討委員会 設置要綱 .....	8
◇	【資料2】（仮称）地域運営協議会支援条例検討委員会 会議開催経過 .....	8
◇	【資料3】（仮称）地域運営協議会支援条例検討委員会 委員名簿 .....	9
◇	【参考資料】 条例（案）策定のスケジュール<横須賀市作成> .....	9

## I 検討経緯

横須賀市では、新しい地域自治組織である『(仮称) 地域運営協議会』の設置等について検討するため、平成 21 年 9 月に職員による庁内プロジェクトチームが設置されました。

また、平成 22 年 9 月には、まちづくり団体代表者等による『(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会』が設置され、平成 24 年 2 月に、同検討委員会の検討結果をまとめた最終報告書が市長に提出されました。

この最終報告書の考えを踏まえ、市として地域運営協議会に対して具体的な支援等について定める条例の制定に向けて、まちづくり団体代表者、公募市民、学識経験者及び関係市職員の計 12 名を構成員とする『(仮称) 地域運営協議会支援条例検討委員会』が設置され、平成 24 年 5 月 15 日に検討が始まりました。

本条例検討委員会では、同年 7 月までの 3 カ月間、計 3 回にわたって、条例に位置付けるべき事項について検討を重ね、その成果としてこの報告書を取りまとめました。

## II 検討結果（条例に位置付けるべき事項）

地域運営協議会は、地域運営における市のパートナーであり、「地域で暮らす人々が主体となって地域の課題を解決するための地域自治組織」です。このことから、本条例検討委員会では、市から協議会への支援ということにとどまらず、協議会の設置根拠、協議会と市との協働、協議会と市との関係性を明確にするための登録制度等を明らかにしていく必要があると考えました。

また、条例の名称についても、記載する内容全般を端的に表すものでなければなりません。

こうした状況を踏まえ、本条例検討委員会は、次頁以降に示すとおり、名称を「(仮称) 地域運営協議会と横須賀市との協働による地域自治推進条例」とした上で、それぞれの項目ごとに記載した事項を位置付けるべきであると結論付けました。

## 「(仮称) 地域運営協議会と横須賀市との協働による地域自治推進条例」 に位置付けるべき事項

### 1 目的

- ・この条例は、地域運営協議会の設置、役割等並びに地域運営協議会に対する市の役割等に関し必要な事項を定め、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、地域運営協議会と市が協働して地域自治を推進することを目的とする。

#### 【説明】

この条例を制定する目的について、示しています。

この条例は、地域運営協議会の設置根拠、役割、組織運営に関する事、地域運営協議会に対する市の役割や支援に関する事、両者の関係性を明確にする登録制度を定めることによって、地域に合ったまちづくりの実現に向けて、地域運営協議会と市が協働して地域自治を推し進めることを目的としています。

### 2 定義

- ・この条例における用語の意義は、以下のとおりとする。

#### ① 地域自治

住民等が、自らの判断と責任に基づき、まちづくりを行うことをいう。

#### ② 地域運営協議会

住民等が、一定の区域を対象として、地域の課題を解決するために自主的かつ主体的に設置し、市に登録した地域自治組織をいう。

#### ③ 住民等

当該地域運営協議会が対象とする区域の在住者をはじめ、在勤者、在学者、事務所を置く事業者、地域活動団体等をいう。

#### 【説明】

この条例で使われる用語のうち、頻繁に用いられ、明確にしておかなければならない重要な用語について定義付けをしています。

地域運営協議会は、行政が主体的に設置するものではなく、住民等が、自らの地域の課題解決のために自主的かつ主体的に、一定の区域を対象として設置される地域自治組織であることを明確にしています。

また、地域運営協議会の活動の主体である住民等には、在住者のみならずその地域に<sup>※</sup>関わりのある在勤者、在学者、事業者、地域活動団体等を位置付けています。

(※地域活動団体等：町内会・自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、PTA協議会、観光協会、商店会など地域で活動する団体のほか、NPOや市民サークル活動団体などをいいます。)

### 3 協議会の設置

- (1) 住民等は、原則として行政センター設置条例（昭和23年横須賀市条例第46号）第1条第2項に規定する所管区域又は全市域のうちこれらの区域に含まれない本庁所管区域を単位として、地域運営協議会（以下、「協議会」という。）を設置することができる。
- (2) 協議会の設置単位が、「(1)」と異なる場合には、地縁、歴史等を勘案し、住民等がまちづくりの課題を共有し、ともに活動できる範囲で、かつ、その規模等が他地区の協議会と均衡が図られる地域とするものとする。

#### 【説明】

協議会は、住民等により設置されるものであることを定めています。

協議会の設置単位は、原則として行政センターの設置単位に合わせています。なお、地域の実情により、それによらない場合については、地縁や歴史等を踏まえつつ、まちづくりの課題を共有し、ともに活動できる範囲で、他地区の協議会ともバランスをとることが必要です。

### 4 協議会と市の協働

- ・協議会と市は、お互いに地域のまちづくりにおけるパートナーとして尊重し、協働して地域自治を推進するものとする。

#### 【説明】

協議会と市が、お互いの立場や役割を尊重し、協働して地域自治を推進することについて定めています。

### 5 市の役割

- ・市は、本条例の目的を実現するために、協議会の自主性及び自立性に配慮しながら、市が取り組むべき役割として、協議会と協働して地域自治を推進するための支援体制を整備するものとする。

#### 【説明】

市が協議会との関係において果たすべき役割の基本的な考え方について定めています。

協議会の設置・運営には、行政の支援は欠かせない要素ですが、その支援のあり方は、協議会の自主性・自立性を尊重することが必要です。

## 6 協議会の役割等

- ・協議会は、本条例の目的を実現するために、次に掲げる役割等を担う。
  - ① 地域活動団体等がそれぞれの活動内容を理解するとともに、お互いに把握している情報を共有するなど、団体等のネットワーク化を図るよう努める。
  - ② 地域の課題解決や、地域福祉の向上のための企画等を立案するとともに、具体的な取組みを行うよう努める。
  - ③ 地域に関わる政策や地域だけで解決困難な課題等について、住民等の意見として、市が必要な措置をとるよう提案等を行うことができる。

### 【説明】

協議会の役割等として、上記①～③の3点を挙げています。

協議会は、地域で活躍する団体それぞれの活動内容を相互に理解するとともに、個々に把握している情報について共有し、連携、ネットワーク化を図っていくことが必要です。

また、協議会は、地域の課題を解決するために自主的かつ主体的に設置する地域自治組織であることから、そのための具体的な取組みを、自ら企画・立案し、実行していくことが必要です。

さまざまな団体がネットワーク化されることで、個々の団体では解決が難しかった地域課題についても相互補完が図られ、新たなアイデアが出されたり、人的な協力が得られて、解決に至るといった効果が期待できます。

さらに、協議会は、法令上の問題、事業規模、金額等の理由により、協議会が自ら解決することが困難な課題等について、その地域の住民等の意見を取りまとめて、市が実施するように提案、提言することもできます。

## 7 協議会の組織運営

- (1) 協議会は、次に掲げるとおり組織運営を行うものとする。
- ① 住民等にかかれた取組みを行うこと。
  - ② 組織及び運営に関する基本的な事項について規定された会則が定められているとともに、協議会が意思決定を行う会議について住民等に公開されているなど、民主的で透明性を持った組織運営を行うこと。
  - ③ 意思決定を行うための機関を設置すること。
- (2) 「(1) ③」の意思決定を行うための機関の構成員については、別に規則で定める。
- (3) 各協議会は、より効果的な取組みの実現のために、他地区の協議会との情報交換や連絡調整を積極的に図った運営を行うよう努める。

### 【説明】

協議会の設立・運営は地域の総意によって行われることが望まれますが、当該地域のすべての住民等を対象として会議等を行うことは現実的ではありませんので、そのための仕組みが必要と考えます。これが意思決定機関です。その構成員は、基本的に各地域において組織され、民主的に運営されている地域活動団体の代表者などを中心に選任されます。

協議会は、当該地域全体を対象とする地域自治組織であることから、その運営は、住民等にとって開かれていることが必要であり、意思決定に当たっても、民主的に行われなければなりません。

また、各協議会がそれぞれの役割を果たし、より効果的な取組みを実現していくためには、他地区の協議会との間で情報交換や連絡調整を行うことが有効であり、こうした連携・連動は、市域の活性化にもつながります。

## 8 協議会の登録等

- (1) 住民等は、協議会を設置するときは、市長に、登録申請を行うものとする。
- (2) 「(1)」の登録申請の内容が、本条例の趣旨に合致するとともに、「3 協議会の設置」、「6 協議会の役割等」、「7 協議会の組織運営」を満たすと認められる場合には、市長は、当該協議会について登録を承認するものとする。
- (3) 「(1)」で申請した事項に変更があった場合は、当該協議会は、変更事項を速やかに市長に届出るものとする。
- (4) 登録を承認された協議会が、「(2)」を満たさなくなったとき、又は協議会から廃止の申し出があったときには、市長は、当該協議会の登録を取り消すことができる。
- (5) 登録等に関する具体的な手続きについては、別に規則で定める。

### 【説明】

協議会と市との関係性を明らかにする仕組みである「登録制度」について定めたものです。

住民等は、協議会を設置するときには、市長に登録申請を行い、市長はそれを受け、本条例の趣旨に合致しているか、「3 協議会の設置」、「6 協議会の役割等」、「7 協議会の組織運営」に定める事項を満たしている組織であるかを確認します。これらの要件に適合した場合に、協議会が当該地域全体の課題を解決するために設置した地域自治組織であることを承認します。

また、登録後に代表者を変更した場合や意思決定機関の構成員を変更した場合等、軽微な変更が生じた場合については、その届出を行うことが必要です。

さらに、協議会が「3 協議会の設置」、「6 協議会の役割等」、「7 協議会の組織運営」に示した事項を満たさなくなったときには、市は登録を取り消すことができます。なお、協議会の所管区域の変更や統合等、大きな変更が生じた場合には、市は登録を一旦取り消し、協議会は新たな組織として登録されるために、再申請を行うこととなります。



## 9 市の支援等

- (1) 市は、「6③」の提案等について、その内容を審査し、実施の必要があると認められる場合には、予算上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、協議会が地域自治の推進を図るために行う活動に対して、財政上の支援をはじめ必要な支援を行うよう努める。
- (3) 「(1)」の審査及び「(2)」の財政上の支援については、別に規則で定める。

### 【説明】

市が協議会に対して行う支援、措置について示したものです。

市は協議会と協働して地域自治を推進する立場から、協議会の運営や事業に係る財源について支援することや、地域に一番身近な市の機関である行政センターに協議会と連携を図るための、地域自治の中核的機能を持たせることなど、さまざまな方法で支援等を行っていく必要があります。

支援等に関する具体的なものとしては、協議会が自ら行う取組みに対して補助金や交付金を交付する財政的支援や市職員による事務的支援等が考えられます。

また、協議会が自ら解決することが困難な課題について、市が実施するように協議会から提案された場合には、市はその内容を審査し、必要と判断したものについて予算措置等を行うことも想定されます。

## 10 その他

- ・ 条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 【説明】

施行規則など、下位規程への委任について示したものです。

## 【資料1】(仮称) 地域運営協議会支援条例検討委員会設置要綱

(設置)
第1条 地域住民によるまちづくりを行う(仮称)地域運営協議会(以下「協議会」という。)に対する支援等を定める条例について検討するため、(仮称)地域運営協議会支援条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)
第2条 委員会は、条例に規定すべき項目及び内容について検討し、市長に意見を述べるものとする。
(組織)
第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。
2 委員は、市民、学識経験者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(委員長等)
第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長は、市長が指名する委員をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
(会議)
第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(庶務)
第6条 委員会の庶務は、市民部市民生活課において行う。
(その他の事項)
第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
附 則
(施行期日)
1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

## 【資料2】(仮称) 地域運営協議会支援条例検討委員会 会議開催経過

回	日 程	主な検討内容
①	平成24年 5月15日(火) 10時~12時	・検討委員委嘱、市長からの検討依頼 ・支援条例整備スケジュールの確認 ・支援条例の内容等の検討(項目)
②	6月5日(火) 10時~12時	・支援条例の内容等の検討(項目、内容)
③	7月3日(火) 10時~12時	・支援条例の内容等の検討(項目、内容) ・報告書の内容検討

【資料3】(仮称) 地域運営協議会支援条例検討委員会 委員名簿

(50音順：敬称略)

	役職	所属等	氏名
1	委員	公募市民	石塚千津子
2	副委員長	関東学院大学法学部 教授	出石稔
3	委員	横須賀市観光協会 副会長	岡昌憲
4	委員	横須賀市総務部 行政管理課長	尾澤仁
5	委員	公募市民	倉谷竹弥
6	委員	横須賀市PTA協議会 顧問	小池俊也
7	委員	横須賀市社会福祉協議会 地区社協部会 副部会長	櫻井一宏
8	委員長	神奈川大学大学院 非常勤講師	昌子住江
9	委員	横須賀市民生委員児童委員協議会 会長	鈴木立也
10	委員	横須賀市連合町内会 会長	西原徹
11	委員	横須賀市市民部 市民生活課長	水野芳之
12	委員	横須賀商店街連合会 副会長	森下守久

【参考資料】条例(案)策定のスケジュール <横須賀市作成>

時期	内容
平成24年 7月	・条例骨子(案)の作成
8月	・条例骨子(案)を市議会へ報告 ・条例骨子(案)によるパブリックコメント手続きの実施
9月	・市民意見の取りまとめ・結果公表
12月	・市議会第4回定例会へ条例議案を提出